

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（玄海原子力発電所第3号機 設計及び工事計画変更認可申請（化学体積制御設備の主要弁及び主配管の改造）【7】」

2. 日時：令和5年4月19日（水） 16時30分～18時27分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、畠山安全審査官、中野安全審査官

九州電力株式会社：

原子力発電本部 原子力建設部長◎ 他14名◎

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 玄海原子力発電所第3号機 原子炉冷却系統施設の改造の工事（抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事）設計及び工事計画変更認可申請に係る確認事項リスト
- ・資料2 玄海原子力発電所第3号機原子炉冷却系統施設の改造の工事（抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事）設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料
- ・資料3 玄海原子力発電所第3号機原子炉冷却系統施設の改造の工事（抽出オリフィス廻り弁・配管取替工事）設計及び工事計画変更認可申請 参考資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の仲野です。それでは、これから玄海原子力発電所第3号機の原子炉冷却水系統設備の改造の工事についてのヒアリングを始めたいと思います。
0:00:14	そうしましたら九州電力の方から資料の説明をお願いします。
0:00:21	はい、九州電力松本です。
0:00:24	前回のヒアリングにおいてコメントいただいた内容についてご説明をさせていただきたいと思います。まず、提出しております資料ですけども、資料、資料に資料3と三つございまして、
0:00:36	資料1では確認事項、コメントいただき、いただいた内容についてのリストになりまして資料2は、それに基づいた補正の保科補足説明資料の内容となっております。
0:00:46	資料3につきましては、
0:00:59	原子力規制庁の仲野です。今音声途切れてしまったようですけれども、もし聞こえておりますでしょうか。
0:01:07	九州電力松本です。はい。音声聞こえておりますちょっとリフレインしております、音声途切れてしまったご用です。
0:01:16	ちょっと、もう一度最初からご説明をさせていただきたいと思います。規制庁の仲です。よろしくをお願いします。
0:01:23	はい。では
0:01:26	前回のヒアリングでコメントいただいた内容についてご説明させていただきますし、提出しております資料は資料1 資料2 資料3 ございまして、資料1では、コメントいただいた内容についての確認事項リスト。
0:01:39	資料には、補足説明資料の修正したは、内容についての資料になってまして、資料3は、これまでの審査において指摘された、
0:01:49	事項について見直した内容になってございます。
0:01:56	説明につきましては資料1 資料2 を用いてご説明をさせていただきます。
0:02:01	まず資料1の確認事項リストをご覧ください。
0:02:06	前回コメントいただいた、いただいた内容につきましてはナンバー26 から28 となっております、26 の内容につきましては、
0:02:14	技術技術基準規則17条第2項につきまして兼任審査対象としており、している旨をご指摘いただきましたので、こちらにつきましては、補足説明資料の1の方に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:29	記載内容の方の修正をさせていただいてございます後程ご説明をさせていただきます。
0:02:35	図イデナンバー27 のコメントにつきましては、今回の工事に伴う重量の変更が、重量の変化が、地盤及び建屋の評価結果に影響がないこと、本人の実績等を用いてご説明することといったコメントでしたので、
0:02:50	建屋モデルの見直しを不要とした理由等につきまして、補足説明資料の5の方に記載を充実させていただいております。
0:02:58	こちらも後程ご説明いたします。
0:03:01	また続いてナンバー28 のコメントですけども、
0:03:04	こちら添付資料8-1の荷重9月表に注釈4の記載が、
0:03:09	ありますがこちら申請時なかった記載というご指摘をいただきましたので、こちらにつきましては、削除する方針で見直しを考えてございます。
0:03:20	確認事項率については以上になります。続きまして、ナンバー26から28につきまして、補足を用いてご説明をさせていただきたいと思いません。
0:03:29	説明者かわります。
0:03:34	一周電力のミネマツです。それでは資料1、No.26に関しまして、資料2を用いましてご説明させていただきます。
0:03:44	資料のページですが、資料の2、
0:03:48	のうち、通しページ16ページになります。
0:03:54	前回ヒアリングで確認ございました通り当社でもスタイルを中身検討いたしまして、
0:04:01	このCv
0:04:03	外の範囲の主配管の取りかえ範囲については、十条第2項の、
0:04:09	申請対象になるという整理を行って行っていました。
0:04:12	そのため16ページ。
0:04:15	の十条第2項のところに記載させていただいております通り、
0:04:20	江藤、今回、新規規制基準施行時対象範囲が安全施設に拡大されたため、今回工事範囲のうち原子炉格納容器以外の範囲が該当するという旨を、
0:04:30	記載させていただいております。
0:04:32	また、その整理を行っておりますので、戻っていただいて、
0:04:37	通しページ6ページになるんですけども、
0:04:41	十四条の安全設備のところの、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:45	申請条文のところを0に変更させていただいておまして、理由のところは先ほど申した通り、
0:04:52	当申請対象について適合性を確認必要があるため対象とするというふうな記載に変更させていただいております。
0:05:01	また、あわせてこちらの方、申請書の添付資料3の記載の修正が必要かと思っておりますので、
0:05:08	添付資料3のほうの記載の見直しも行いたいというふうに考えております。ナンバー26のご説明は以上となります。
0:05:22	九州電力のホシコで続きましてNo線とナンバーの27についてご説明したいと思います。
0:05:30	コメントNo. 27につきましては、今回の重量変化、
0:05:35	の影響というものが新規制工認で評価した、地盤や建屋に影響がないということ
0:05:42	具体的に補足のほうに、
0:05:45	いや、違うよ。建屋モデルや諸元の設定の考え方や、機構における実績等を用いて説明すること。また、添付資料に同様の説明が必要であれば記載を検討することというふうな、
0:05:57	確認を受けておりました。この回答としまして資料2の右下81ページをご確認をお願いいたします。
0:06:07	補足説明資料5-2の方で、まず本、
0:06:11	前回もご説明いたしました建屋の地盤、建屋及び地盤への影響という資料につきまして赤字の部分を追記しております。
0:06:22	まず、はじめにのところでは今回の
0:06:26	当該建屋の地盤の支持性能というのはもともと3-1から変更はないとしておりましたが、具体的に新規制工認にて認可された原子炉CAQの及び
0:06:40	原子炉周辺建屋の地震応答原子炉周辺建屋の耐震計算書中、原子炉周辺建屋の基礎の耐震計算書内部コンクリートの耐震計算書、及び原子炉格納容器のコンクリート部の耐震計算書から変更はないという旨を追記させていただいております。
0:06:57	また、今回、2の方で本震センミョウ実施にあたっての影響確認ということで、具体的に変更不要とした判断に理由についた理由について記載しております。
0:07:08	今回変更の判断

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:11	変更が不要と判断した理由につきましては、新規制工認時から建屋の設計荷重としては建屋の壁や床等を構造自重す。
0:07:21	主要な機器の機器や配管。
0:07:23	そういうものは機器荷重、配管荷重及び機器荷重でその他の荷重として今回、次、もともと積載荷重を考慮しておりました。
0:07:32	積載荷重に関しましては1平米当たり1.47kN、重量にしますとコンマ15トン。
0:07:41	を、を設定しておりました、今回の質量へ、
0:07:45	資料の変更というのは、ワンフロアでも最大4kN、本間4トンと増ということで、今回の積載荷重、
0:07:53	この中に十分考慮されている数字というふうに判断いたしました。
0:07:58	また既工認の実績としまして
0:08:03	際、
0:08:04	リラッキング設工認が各今回の申請、今回の資料変更は最大でも0.2%の増がありましたが、
0:08:13	過去、リラッキングの設工認におきまして、質増加する質量が4、6000kN600トン。
0:08:22	その出店質量に対して最大約2%の増加が見られたため、その影響確認というものを実施しておりました。
0:08:31	その実施した結果、リラッキング、
0:08:36	今回せ、その時、地震時の最大接地圧に大木が大きな差異が見られないことを確認しており、今回の工事の質量変更というのはそのリラッキング公認と比較しても、十分小さい、小さい質量変更であるため、
0:08:50	今回の工事における重量増というものは建屋の地震応答解析モデル及び建屋の地盤に対する影響は極めて軽微であると判断いたしました。
0:09:01	以上を踏まえまして年先ほども申しました通り新規制の時の地盤及び建屋への掲載、評価というものには影響がないということ判断いたしました。
0:09:14	世良の方は
0:09:16	同様の方針を添付資料の方にもあと反映したいと思っております。
0:09:22	27番については以上です。28番については冒頭、松本の方からもご説明ありました通り、
0:09:31	今回注釈の4という記載が新生児なかったです。なかったというご指摘なんですけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:37	今回 8-1 のまず基本方針の作成方針としてはまず、個別本申請抽出オリフィスの
0:09:46	取替工事について個別の方針を説明するものと思っておりますが評価方針自体は、新規性、
0:09:53	そのものから変更はないというふうな旨を記載しております。期待しておりますので、
0:09:59	その点についてはもう、新規制時の大方針に従っているということで
0:10:05	この文言は削除したいと思っております。また今回個別配管における個別の曲げ応力が支配的になるということは個別の
0:10:13	結果になりますので、この内容については別の
0:10:17	資料 8-3 の方の配管の計算方法の方に記載をしたいと考えております。
0:10:24	コメントNo. 28 についても、ご説明以上となります。
0:10:39	原子力規制庁の仲野です。
0:10:42	今説明いただいた内容を踏まえてですけれども規制庁側からの事実確認を行いたいと思います。
0:10:50	まず、他の方から何点か質問させて、
0:10:54	と思っておりますけれども、
0:10:56	まずは 4 条の耐震の関係で確認させていただきたいと思っております。
0:11:03	資料 3 なんですけれども、
0:11:06	資料 3 の
0:11:08	年ページが振ってないんですが、6 ページ目に当たるところですかね。
0:11:20	こちらの
0:11:22	2.1 歩IIのなお書き以降のところなんですけれども、
0:11:28	まず用語の定義から確認させていただきたいんですけれども、
0:11:33	主事。
0:11:35	なお以降のところ種々配管主事構造物の増強等に伴う質量増加は原子炉格納施設等の質量に対して極めて小さく、
0:11:45	に記載いただいておりますけれども、
0:11:47	まず原子炉格納施設と、あとは減少等についてですね、何を指すのかっていう定義について明確に確認させていただければと思います。
0:11:59	はい。木津電力のホシコです。今回原子炉格納施設等というふうな記載をしておりますけれども、大田配管の改造工事にあたって
0:12:11	配管というものがCV内、CV内とCV外の方に跨っておりまして、原子炉格納容器内の方に通じるものと周辺建屋、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:22	通じるの方への配管というものが跨っております。
0:12:27	そのものに対して今回現状、格納施設、
0:12:32	を代表として原子炉格納施設等というふうな言葉を
0:12:37	用いております。以上です。
0:12:44	原子力規制庁の中野です。すいません今確認させていただいたところの回答に関してなんですけれども、
0:12:51	原子炉格納施設が、例えば新基準の公認とかで、この施設を含むって
0:13:03	いうふうに定義されていたりだとか、今回の原子力の施設等の等は、
0:13:22	工認の資料の中で出てくる、新基準の今日の中に出てくるこれを含みますっていうところをちょっと明確に回答いただければなと思うんですけれども、よろしいでしょうか。
0:13:22	九州電力のホシコで少々お待ちください。
0:15:28	お立っていたしました九州電力のホシコですけれども、
0:15:31	今回補足説明、資料2の西田、85ページになりますが、こちら新規制工認時の建屋モデルというものを記載しておりますが、
0:15:45	今回
0:15:47	建屋評価に用いた出店配管の評価に用いた出展質量というのがこの衛藤モデル建屋モデルに示されているもののうち出展番号が8、9、
0:15:59	資料2-1の白抜課長のものが今回、
0:16:06	配管、本館取替工事において使用している。
0:16:11	出展版出展となります。こちらのもが複数PCCVインナーコンクリート部や、周辺建屋Revや木曾等に跨っておりますので、こちらの
0:16:23	こちらのもを当庁として今回原子炉格納施設等というふうなこと。
0:16:29	今後用いて
0:16:31	いる、落ちております。以上です。
0:16:37	原子炉規制庁島山です。ちょっと確認をしたい趣旨といいますか、ナカノのちょっと確認しているところなんですけれども、この原子炉格納施設等ということをおっしゃっているところの、
0:16:47	この原子炉格納施設というのがですね、今回まとめてまとめていただいている。
0:16:53	838085でいうと例えば、
0:16:56	原子炉格納容器は、これは格納施設の内数ですよ。
0:17:01	で、内部コンクリートもこれも格納施設、
0:17:05	ということでよろしいですか。というふうな形でこの
0:17:08	後SGと、あとは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:13	原子炉周辺、建屋ですかね、あとは基礎それぞれありますけども、まず何かこの施設と言ってるものと同等と言ってるものが、どういう差分なんているのか、そこをちょっと明らかにいただきたいんですけども。
0:17:26	それは、
0:17:27	これはどっちですってこと言えますか。
0:17:34	九州電力のホシコです。こちらの方で、PCCVと書かせていただいているものは原子炉格納施設、
0:17:42	なっておりますまたその下のIC、インナーポンプ内部コンクリート部とSGにつきましても、
0:17:51	原子炉格納施設と、
0:17:53	いうことに、いうふうなことになります。
0:17:57	周辺建屋につきましては
0:18:01	原子炉格納施設ではないため等という言葉に含まれており、木曾においても周辺、
0:18:08	原子炉格納施設等の等の部分に含まれるというふうなことになります。
0:18:19	はい、原子力規制庁ハタ木山です。承知しました原子力の施設として定義されているもの、今回の評価で、市、
0:18:27	83 ページでいうと、PCCVとICとSG、これらが質量の増加量としては
0:18:37	一番ダイレクトに効いてくるところですと、それ以外にも等というところ
0:18:51	で、REとあと木曾といったところが聞いていきますと、値としては、
0:18:58	一番影響があるという意味なのか、購入モデルと増加質量の、
0:19:05	割合でいうと一番高いものがイシイになっていてそれは原子炉格納施設、
0:19:25	代表として言いますと、残りは島としているということで名称の名前のつけ方は理解しました。
0:19:34	議事録規制庁の仲です。今畠山の方から初発言があった内容っていうのは一応確認預け共通認識っていうことでよろしいですかね。
0:19:41	何かこう違う考え方があれば、今のところ仰っていただければと思いますけど。
0:19:50	九州電力のホシコです。竹山様からご発案がありました通り、と同じ認識でありまして、ご説明でも申しました通り、PCCV、
0:20:04	メインICとSGのところは、原子炉格納施設として扱っております、その周辺、rev周辺建屋の基礎のところはその原子炉格納施設等の方のところで、読むというふうな、
0:20:04	認識で共通認識されてると思います。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:20:10	原子炉規制庁畠山です。すみませんちょっと明確にお伝えしてたんですけどすみません申し訳ないんですけども、原子炉格納施設等という言葉の定義については、
0:20:18	補足のところでちょっと
0:20:22	何を総称して原子炉格納施設等と言ってること、今ちょっとこの言葉の定義は明確に、
0:20:28	補足で書き起こしていただけますか。
0:20:32	中電力のホシコで承知いたしました。今ご説明した内容を補足の方にもついでしたいと思います。以上です。
0:20:40	はい。お願いいたします。
0:20:47	規制庁野中です。今補足に、
0:20:51	検討いただいたところなんですけれども、もし新基準の公認のまとめ資料だったりとか、建屋名称の考え方だったりとかそういったものがあるのであれば、そういったものを参照しながら、
0:21:02	それに基づいて記載しているというところまで記載いただければと思います。
0:21:10	九州電力のホシコです。承知いたしました。新規性基準のまとめ資料を少し参考にしながら、記載の方を検討したいと思います。以上です。
0:21:23	原子力規制庁の仲野です。承知しました。そうでしたら、次の確認進めさせていただきたいと思います。
0:21:32	衛藤。
0:21:33	今いただいている資料3の絵と同じく、ページ数が6ページ目、相当のところなんですけれども、
0:21:43	なお書き以降のところですね、
0:21:49	中段からですけど、先ほど同様に配管支持構造物の増強等に伴う土量増加を各施設温泉に対して極めて小さく、
0:21:58	区分施設等の地震応答解析モデルに与える影響は軽微である。で、それ以降に従って、新基準等々の計算書によるっていうふうに、続いているんですけども、
0:22:10	この部分で、軽微である。
0:22:12	ので、
0:22:15	評価に影響を与えないだとか、評価に変更がないだとかっていう間の説明が入るべきなんじゃないかなというふうに考えているんですけども、こちらについては影響が軽微であるので、どう考えているのかっていうところを考え方をお伺いしてよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:32	九州電力のホシコです。江藤先ほどご指摘があった通り、こちらも
0:22:39	原子炉、今回の質量変更というものは、原子炉格納施設等に地震応答解析モデルに与える影響は軽微である。
0:22:48	それで、影響評価、
0:22:50	評価に影響はないということを上段の方でご説明。
0:22:54	そうですね。下の方にしたがって以降に、原子炉格納施設等の耐震評価及び基礎地盤は、
0:23:02	評価については新規制の各耐震計算書によるということで、そこで表市政のの評価については変更はないという、
0:23:12	旨をご説明したかったところでありませけれども、少し文言が足りておりませんでしたので、今回軽微であるため、
0:23:22	評価は評価に影響がない。従って申請の時の耐震計算書、
0:23:28	によるというふうな二重、もう少し説明の方を拡充したいと思います。
0:23:36	以上です。
0:23:39	原子力規制庁中です。そうですね従って以降のところまで読んで、評価が変わってればもちろんそれは参照できないので、参照しているということとは変わってないということなのは承知はしてはるんですけども、
0:23:54	丁寧に記載するという意図で検討いただければと思います。
0:23:59	承知しました。
0:24:01	原子炉規制庁島山です。1点、念のため確認ですけどもどのように今見直しを検討されてますでしょうか。
0:24:10	九州電力のホシコです見直しの検討としましては影響軽微であるため、今回の評価、
0:24:18	というものには影響がない。
0:24:20	いうことを説明。評価に影響はないということをご説明して、従って、
0:24:25	従って以降は新規制基準の計算書によるというふうなご説明をし、したいと思っております。
0:24:38	原子炉規制庁島山です。ちょっと今疑問に思っているところだけ先に申し上げますと、
0:24:47	なお以降の、
0:24:50	3行目ですか。
0:24:52	原子炉格納施設等の地震応答解析モデルに、
0:24:57	与える影響、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:00	変わらないではなくて軽微なんですよね百舌鳥で、ここの地震応答解析モデルっていうものは、
0:25:06	補足で求めていただいている。
0:25:10	資料2の83ページの、
0:25:13	新規制時工認モデルで書かれている。
0:25:17	値、
0:25:19	ちょっとこれが、
0:25:20	機微情報がちょっとわからないので、数字は申し上げ、それぞれは申し上げませんが、
0:25:25	この値のことを指しているんですかね。
0:25:39	九州電力のホシコです。はい。
0:25:43	ご認識の通り補足説明資料85で記載させていただいている新規制工認モデル、
0:25:51	方法で記載しているものに影響を与えるものではないというふうなご説明となります。
0:25:57	そうですね。
0:26:00	値、モデルの数値に与える影響が軽微というよりは、営業に与えないということなんです、このモデルに。
0:26:09	はい、九州電力のホシコですその通りでございますですね。今の書きぶりですと、数字は変わるけども、軽微ですって言うように聞こえるんですね。数字が変わった場合においては、
0:26:19	評価結果ってのも変わると思いますのでそのままやるとできないと思いますので、ちょっと定性的な表現ぶりの話ですけども、
0:26:27	ちょっとここは、
0:26:29	モデルに与える影響が軽微っていうのはちょっと表現としては適切なのかなと思っているところです。それを踏まえてちょっと、もう一度そのどのよう修正されるのかっていうのを、
0:26:38	ご検討いただいた上で、その修正方針をお話しいただけますか。
0:26:45	州電力のホシコです。少々お待ちください。
0:27:15	九州電力のホシコです。はい。祖父、ご指摘いただいた通り今回のモデルに与える影響は軽微ではなく、ご指摘あった通り影響はないためそういった、
0:27:27	文言の方に文言を県、記載したいと思います。
0:27:33	以上です。
0:27:35	はい、原子炉規制庁畠山です。で、それで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:39	まず文言としてその定性的には確認をしましたけれども、これ何で影響しないんですかというところもお答えいただけますかこれはまとめの方で、
0:27:49	お答えいただくのか補正の中で、
0:27:51	適正化されるのかともかく、要は、どういった理由で営業しないと判断をしたのか、ちょっとそれをあの言葉で言っていた方がいいですか。
0:28:02	九州電力のホシコです。はい。
0:28:05	今回変更不要建屋駅モデルの方に影響を与えないと判断し、
0:28:12	この2人は資料2の右下81ページの方でご説明いたしました通り、今回の
0:28:19	質量の変更というものは最大でも4kNで増であり、今回土地、当申請の時から考慮しておりますセキ会果樹。
0:28:31	そういうものにもうホール考慮されている荷重に含まれるというふうなことが考えられるため影響はないというふうな判断をいたしました。
0:28:40	以上です。
0:28:45	日常規制庁ハタケヤマです。今お話いただいているのはこの新規制時の工認モデルで書かれているこのそれぞれの値にもすでに含まれている値であって、
0:28:55	というご説明ですか。何か、今書かれて、今口頭でご説明いただいた内容と、
0:29:01	その83ページの方ではさらに増加重量があるってことで見込まれているというご説明と何かこの、そのあとの資料がちょっと一致しないんですけれども、どういう意図でしょうかね。
0:29:16	九州電力ホシコです。そ、
0:29:20	ですね。
0:29:21	本体は、もともと新規制値に、
0:29:26	考慮されていた重要に積載荷重、
0:29:30	が、設定する積載荷重として
0:29:35	設定しておりました。もともと主要な機器や配管以外の
0:29:40	仮置資材や、1棟を考える重量として積載荷重としても、
0:29:46	ものを設定しており、今回の増加重量というものはそれに設定しており、充当というものは、それに伴判断をしているため考慮されていると。
0:29:58	判断したため影響は、建屋モデル、新規制工認時のモデルに影響を与える影響はない、影響なしというふうなことを、そこを説明しております。
0:30:11	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:16	原子炉規制庁畠山です。
0:30:18	ということですとちょっと 83 ページのところで書かれている、その増加重量というものは、
0:30:25	もともと新規性。
0:30:27	時の工認モデルで入っていた値ですっていうご説明ですね。
0:30:47	違ってやればいい。
0:30:48	そのままご発言いただきたいんですけども、どちらでしょうかね。今の、
0:30:54	ご説明ですと、
0:30:57	重量増加は極めて小さい。
0:31:00	なので、評価に影響はないということですけども、
0:31:05	今のその後のご説明で聞くと、
0:31:07	重量増加が極めて小さいという、すでにもう包絡された。
0:31:14	モデルを使用していて、影響はないと言ってるように聞こえるんですけども、どちらでしょうか。
0:31:30	少々お待ちください。
0:35:27	あ、すみません私九州電力の徳田と申します。すみませんちょっと説明がちょっとわかりづらくて申し訳ございません。我々のスタンスとしましては、
0:35:42	22 ページですね市報の資料 2-82 ページの、
0:35:47	たから書いてありますけれども基本的には、モデル、
0:35:52	既存のモデルに対してどれぐらいの重量が増えるかと。
0:35:57	いったところをまず確認しております。で、今回す、既存のモデルに対しまして、増えた重量が本当に小さいですのでまずはそこで問題ないと。
0:36:10	というような判断をしているというところでございます。ただ、幾ら小さいといえどもですね、
0:36:19	質量が 10、重量が増加するのではないかと。
0:36:23	言ったところの
0:36:26	懸念はあると思いますので、そういったところに対しましては、
0:36:31	もともとですね積載果樹。
0:36:34	いうものが、基本的に、
0:36:37	多めにですね設定されていますのでその中で考慮されるといったところを、
0:36:44	補足でですね追加で
0:36:48	説明してるというような流れになります。以上です。
0:36:54	はい、原子力規制庁ハタケヤマです。今の問いは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:58	今のご回答に関しては、
0:37:02	私は、
0:37:03	今質問したのは確か、質量、
0:37:07	解析モデルに対して今回必要増加を見込んだけどもその影響が軽微だということで、ご判断があったのか、或いは、そもそもか、積載荷重が、
0:37:17	ほぼ含まれていって、その中に収まるから変更がないのと判断したのかという問いをかけていて今回ご回答いただいたのは、あくまで前者、
0:37:27	モデルに対して、増量は、
0:37:31	質量増加があったけども、影響は軽微だということも判断があったと。で、あくまで補足のほうに書いてある、積載荷重の説明は、なお、
0:37:41	もともとこういう考慮を保守的に考慮していますというご説明があったということでもよろしいですか。
0:37:51	はい。九州電力の徳徳田です。その認識で問題ありません。はい。そういうことでありましたら、補足説明資料はそのように小江藤説明の順番といたしますか。
0:38:01	の実行を組んでいただきたく思ってます、今の書き方だとその一義的な理由がわからないんですよね。そういった意味では、まずは一義的には、モデルから、
0:38:16	今回の質量増加分に対して、
0:38:20	極めて小さいと判断があって、
0:38:23	影響は軽微であることから、
0:38:29	評価結果が変わらないと判断したということですね。
0:38:33	それがわかるように、その上でなお、
0:38:36	もともと積載会場へと積み込んでいますという説明だと思しますので、そのように見直していただければと思います。で、まずここまでよろしいですか。
0:38:50	はい。九州電力の徳田です。はい。ここまでは理解しました。はい。大丈夫です。
0:38:56	はい。まず定性的なところはそこまで、
0:39:00	かなと思いますけども、ちょっと定量的なところで確認をしたいんですけども、
0:39:07	ちょっと行こ。さっきの質問の前段階に戻るのかな。
0:39:11	新規制の工認モデルから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:15	軽微だって判断されたっておっしゃってますけれどもその警備っていうのは、どのように判断をされたのかがいまいちわからなくて、
0:39:24	これは軽微という判断されたそのメルクマールはどこにあるのかちょっとお話いただけますか。
0:39:34	はい。九州電力の徳田です。先ほど、我々のスタンスをお話しましたようにまず、
0:39:42	もともとのモデルに対してどれぐらい、今回、
0:39:47	重量が増えるかと。
0:39:49	いったところを検討しております。検討、
0:39:53	をする際ですね、我々も今までですね、過去の経験等を使って判断はしてるんですけども、そこ、その過去のKKであったり判断の根拠となりますのが、
0:40:08	補足説明資料の資料2ですね資料2の、
0:40:13	82ページ。
0:40:15	に記載しておりますリラッキング購入。
0:40:18	料金交流の我々の知見を使って今回判断したと。
0:40:22	いうふうな状況でございます。そのリラッキング交流につきましては今回も非常に大きな、あのですね質量の増加が、
0:40:31	ありましてで、記載してありますように、6000kNですね、約600トン。
0:40:38	質点重量に対してましては約2%の増加。
0:40:42	をした場合のですね影響評価を実施しております。で、これ、
0:40:48	結構大きな重量の増加だと思うんですけども、このときですね固有値の解析結果、
0:40:54	であったり、最大接地圧ですとほとんど変化がないっていうものを解析的にですね確認が取れております。ですので、この
0:41:04	結果を使ってですね我々は今回、
0:41:10	最大でも0.2%増といったところをかんがみますと、影響は業務的、いうふうに判断したと。
0:41:18	ということになります。以上です。
0:41:26	原子炉規制庁島山です。今のご説明は、このリラッキング公認で増加していたこの出漁増加分、
0:41:35	2%ということでお答えいただいていますけれども、
0:41:40	この2%というものが、
0:41:43	メルクマールになっているということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:52	九州電力の徳田でございます。我々が明確にそのメール 0 というものを置いてるを明確に
0:42:03	置いてる関係では、わけではないんですけども、この知見を使えば日本チギリに伝えるという、%が問題ないからってというような、
0:42:14	大まかなジャッジをしております。以上です。
0:42:19	それから、細かなジャッジをしております。以上です。
0:42:23	原子力規制庁ハタケヤマです。ちょっとすいません。今、音声の調子が悪くなさそうなんですけれども、多少は声聞こえたんですが、今って私の声聞こえますか。
0:42:36	はい。九州電力の徳田です。今明確に聞こえております私の声聞こえますでしょうか。
0:42:44	はい。今は正常に聞こえております。
0:42:49	2%程度って、明確にメルクメールは置いてないけど 2%程度っていうのが過去の知見から、
0:42:55	られた情報として、
0:42:59	一つの基準とまでは言えないかもしれませんが、
0:43:05	一つ判断指標として持っているということまではまず機器を、
0:43:09	書きました。
0:43:11	今言ったこと以外で何か言ってましたか、ちょっともし聞き漏らしがあれば、
0:43:17	九州電力の徳田で今、畠山さんがおっしゃった通り、のことではい。そういうありません。以上です。
0:43:31	原子炉規制庁畠山です。そうすると、
0:43:35	今夫馬今のご説明を踏まえて、
0:43:41	補正の方針っていうのはどのように書かれる予定なんでしょうか。
0:43:46	ちょっと。というのも、今回工認モデルの値、
0:43:50	数値具体的に書かれてますけれども、
0:43:53	床の工認モデルそもそもが変わらないから、
0:43:57	ポーリングモデルと書かれているこの値が変わらない。
0:44:01	端数だから、
0:44:03	端数になるほどの小さい値だからということ。
0:44:06	だけではなさそうな言い方だったんですけども、どのように審査結果として、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:44:12	補足、補正等、耐震性の説明としてなされる予定なのか、ちょっと申請名称、どのように書かれるのかをちょっとお話いただきたいんですけども。
0:44:24	九州電力の徳田社長待ちいただけますか。すみません。
0:46:47	九州電力のホシコです。申請書の方には補足の方では今回、建屋の増。
0:46:56	本、最大でも0.2%の増加というものは影響はないというふうな、僕の方では細かい数字まで、
0:47:03	を用いて説明しておりますが、申請書の方ではもう、淘汰、
0:47:08	これもご説明しました通り今回地震応答解析モデルに、
0:47:13	与える影響というものはないということに記載したいと思っておりますのでその点でも今回、
0:47:19	新規制のことから、ものから評価結果には変更がないということで、表を記載したいと思っております。以上です。
0:47:28	議事録規制庁ハタケヤマです。ちょっと、
0:47:32	イメージがよくわからなかったのが、モデルっていうのはその入力値の話ですよ。入力値に影響与えないっていう結論を突かれるのか、そのリラッキングのように、評価結果が、
0:47:43	結果として軽微だっというところのメルクマールを持っていて、
0:47:49	今回は影響がないと言ってるのか、そこがよくわからないんですけども。
0:47:54	今回今口頭でご説明いただいた内容だと、入力値であるモデルに影響を与えないというご説明でしたよね。そういう理由なんでしたっけ。何か補足と合わないんですけども。
0:48:16	九州電力のホシコです。この方では今回、2%、
0:48:23	0.2%の増加、重量増加を見た結果、こん最大でもそんなに%であって、
0:48:31	それはリラッキング等の公認で確認した結果と発覚してええと、もう軽微であるということを判断しております。その結果、
0:48:41	今回与える今回の工事というものは、極めて今回、原子炉格納施設等に当たります。
0:48:50	っていうのは極めて小さく、
0:48:54	地震応答モデルというものにも影響を与えないということですので、今回、
0:49:00	そう、今回の工事というものは規制の方にも変えるものではないというふうなご説明になります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:08	以上です。
0:49:11	理事九州電力か。
0:49:13	どうぞすみません合わせてください。
0:49:17	今回重量増の影響についてはですね、
0:49:20	畠山さんがおっしゃっていますように、建屋モデルの入力値に影響がありませんので、
0:49:29	ここで
0:49:31	解析には影響がない。
0:49:33	なので新基準のときの解析結果をそのまま使えるというふうに考えております。
0:49:39	ただ、一方ですね、
0:49:42	入力値に影響はないとはいえ、重量が増加しているということに対しては、事実ですので、
0:49:49	本当に耐震評価に、
0:49:52	全く影響はないのかという観点で、今補足の方を作ってますね。
0:49:58	それに関しては、
0:50:00	0.2%とはいえ、
0:50:04	影響が全くないわけですね。
0:50:06	ただ、
0:50:09	今回 2%増加してるような施設練りワーキングの方にあっても、
0:50:15	実際にやってみた結果、影響はなかったんで、それに比較して、十分小さい重量増というのは、影響があったにしても、
0:50:26	全くないとは言わないんだけど、
0:50:29	軽微があるということは、
0:50:33	何て言うんですかね。
0:50:34	実績からも明らかですよと。
0:50:38	というような内容まで含めて補足で、さらにプラスして説明しようとしているものでございます。
0:50:45	原子炉規制庁竹山です。非常に明確になりましてありがとうございます。今ご説明いただいた内容ということであれば、一義的な理由、申請書に書かれている、
0:50:56	一義的な理由は入力値に影響がないということだと認識をしました。そういうことでありましたら補足のほうもまずはそのように書いていただいた上で、必要に応じて補正のところも充実化いただくような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:08	流れになるかと思えますのでちょっとまずはそこは、見直しをいただければと思います。よろしいですか。
0:51:17	九州電力のホシコです。承知いたしました。まずは補足説明資料の方で今ご説明したような、
0:51:23	影響がない理由について明確影響がない。
0:51:29	だって重量増加した結果本当に入力値に影響がないかというものを説明し、
0:51:34	したいと思えます。その上で耐震の
0:51:38	野瀬方針についての方は記載を検討いたします。
0:51:44	以上です。
0:51:54	この点、規制庁側から何かほかに確認ありますか。
0:52:01	そうしましたら引き続きですけれども、ちょっとこちらは事実関係の確認なんですけれども、私の方から何点か確認続けさせていただければと思います。
0:52:12	補足説明資料資料 2 の 83 ページから 84 ページのところなんですけれども、
0:52:23	こちらの部位ごとに、
0:52:29	モデルとあとは増加の重量について説明いただいておりますけれども、こちらのところで、PCCVのところ、その増加重量が今、
0:52:40	記載いただいている評価になっている理由についてお伺いしてもよろしいでしょうか。
0:52:48	九州電力のホシコです。今回PCCVのところ増加重量としては0としております。
0:52:55	理由といたしましてはPCCVというのが実際原子炉格納施設の外側、もう外、
0:53:02	のコンクリート外壁等のところになりまして、実際PCCV網原子炉格納施設の中身、フロアごとの終了となりますとその下の石井伊奈。
0:53:15	内部コンクリート分になります。
0:53:18	そこんについては各支持構造物山灰の影響や配管の今回取りかえの影響から重量増というものが見られますが、
0:53:29	PCCVについてはそういった影響がありませんでしたので増加重量というのは0というふうな記載をしております。以上です。
0:53:39	規制庁野中です。今回の増加重量分は東大コンクリートだったりとか、原子炉周辺建屋の方で見えているってということだと思えますけれども、ちょっと合わせて80ミズタ85ページのところの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:53	建屋モデルになりますけれどもこちらの八、九が先ほど見ていたページの通りだと、評価の場所になっていると思うんですけれども、この
0:54:05	発級について、評価は0ということですが、やはり評価0にもかかわらずその評価をしているかというところとそこの理由をお伺いしてもよろしいでしょうか。
0:54:17	九州電力のホシコです。今回新
0:54:22	iPad耐震系、耐震の評価をするにあたって各、
0:54:27	建屋応答というものを使用しております。資料、申請書の方で言いますと、添付資料8-3の10ページのほうをご確認ください。
0:54:39	こちらに各ブロック番号ごとにおける
0:54:44	今回の評価に用いた建屋の地震動というものを載せておりますけれども、
0:54:51	そのうち今回PCCV下、Aブロックと番号2の箇所で原子炉格納容器の高さ4.6メートルと0.8メートルを使って、
0:55:01	評価をしておりますので
0:55:06	しておりますので今回そこに関して建屋の流量モデルに変更がないかということで確認を行って、増加重量がないかの確認を行っております。以上です。
0:55:23	原子炉規制庁の竹山です。一義的には、化学体積制御設備の解析モデル図の単位で評価をしているので、PCCVの中には今回、重量、
0:55:37	増加というものは、0ということないということで、
0:55:41	けれども、ここを何で評価対象としているのかというところと言うと、1個のモデルの範囲をすべて評価対象として、影響表へ影響がないかを確認をしたため、ここは、
0:55:55	影響評価対象外というか
0:55:58	バーにはなっていないということですかね。ちょっとそういう理解でよろしいでしょうか。
0:56:04	九州電力の小塚です。はい。そのご認識の通りで今回PCCVというところ原子炉格納容器の貫通部のところ、
0:56:12	実際には地震動を、貫通部のところが
0:56:17	PCCVの八、九というところを地震動というを用いておまして、その中で用いておりますので、その失点質量に影響を与えないかということを確認しております。
0:56:32	以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:36	原子力規制庁の仲です。先ほどの畠山の質問も踏まえてですけども、今、ホシコさんからお電話、
0:56:44	解答ありました通り、オオハシ系のところについては、貫通部を想定しているということで理解いたしました。で、さらにちょっとここは念のための確認ではあるんですけども、
0:56:56	スクリー所増加量がゼロってことですけれども、別にこれは減少もしていないって理解でよろしいですね。
0:57:05	イシイ電力のホシコですはい、その通りでございます。以上です。
0:57:13	原子力規制庁の仲です。承知いたしました。
0:57:16	そうしましたら私の方からは最後になるんですけども、
0:57:20	先ほどと同様に、
0:57:23	補足説明資料の 84 ページのところ基礎についてなんですけれども、基礎の質量増加量が 4 というふうに
0:57:35	記載いただいていますけれども、これについては、PCCVであったりとかICSGREBの主蒸気質量増加量を、
0:57:45	合計したものをその上に載っているものを、合計したものというわけではなくて個別に基礎として質量が増加するものがあるって理解ですかね。
0:57:58	九州電力の干場です。その理解で問題なくて今回、PC、基礎として質点番号 37 の箇所、マイナス 5.2 メーターから 15 メーターの箇所。
0:58:10	その出典番号 37 としておりますが、
0:58:14	そこのところ今回、対同流量の増加があったものを適切に反映しておりますので、最初言われました通り、内部コンクリートのIC部分やあるEP、
0:58:27	周辺建屋のREBの増加重量をすべて足したものが、木曾の方に乗っかっているということではございません。
0:58:34	適切に各出展における重量というものを、
0:58:37	考えてこの増加重量というものは記載しております。以上です。
0:58:44	原子力規制庁の仲です。
0:58:46	内容を理解したんですけどもそうしましたら、支店 37 の木曾で、それが増加スルー、江藤CEOになってるものっていうのは何が挙げられるんだったっけ。
0:59:02	九州電力のホシコです。ここですと、主にはサポート等のサイズアップ等が要因となります。以上です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:14	原子力規制庁の中根です。衛藤サポートのサイズアップによってすればどうかということですよ。
0:59:20	あとサポートのサイズアップの話って今の補足説明資料だったりとか申請書の中でどこで読めるかちょっと教えていただいてもいいですか。
0:59:34	中電力のホシコで少々お待ちください。
0:59:54	九州電力のホシコです。今回の申請書ですと、もともと灯油
1:00:02	そうですね今回の申請書だとサイズアップが具体的にどこをしたというところは、
1:00:09	現状を読むことはできないんです。もともと変人前の方から考えられていた、サイズアップ。
1:00:19	方が、今回、改めて
1:00:23	もともとの工事計画、機構認可からのものとしては特に変わっておりませんのでそういった旨ではあつ等、
1:00:32	今回期待というものはしておりません。以上です。
1:00:36	原子炉規制庁畠山です。今、工認の、
1:00:40	説明書を、耐震の説明書を見ているんですけども、
1:00:45	この中の、
1:00:47	それぞれのブロックがあるかと、解析モデルのブロック図があると思いますけども、これの質点番号それぞれ配管弁法Theイソダ深津質量で、
1:00:57	番号付けられてますが、これの、
1:01:00	どこが増加したってことなのかって、今お示しできますか、この質点番号で示せるのであれば、
1:01:11	九州電力のホシコで少々お待ちする。
1:02:58	九州電力のホシコです。そうですね。ブロック3の図で申し上げますと、
1:03:08	資料で言いますと8-(3)-3-46 ページ。
1:03:12	になります、その接点番号で言いますと811811。
1:03:20	のところ、
1:03:22	今日、伊井です。
1:03:26	この前の、
1:03:30	全番号6、李さんの、
1:03:35	ところが、
1:03:38	サポートのファイルアップのところには該当は1時間不
1:03:49	81と603でよろしいですか。原子炉規制庁畠山です。
1:03:55	FLIP電力のホシコです。はい、尾野通りではその通りでございます。
1:04:04	すいません811がちょっと見つからなくて、この図面のどの辺りか、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:10	右か左か上か下かぐらいで構いませんのでよろしくお願いいたします。
1:04:16	九州電力のホシコです。図面で言いますと、
1:04:22	ブロック図面の3の上の方の、
1:04:25	主
1:04:28	ウエノ方、原子力規制庁ハタケヤマ泉つけることができましたありがとうございます。で、この603と811の、
1:04:37	と、
1:04:38	この自由料が増加したことにより、
1:04:41	基礎部分に、
1:04:43	授業増加が見込まれたということですが、
1:04:46	これって、直接基礎にくっついてるんですか、ちょっと。
1:04:51	基礎に、あの世建物の方じゃなくて基礎に重量増加されている。
1:04:57	ところの意味合いがちょっとサポートってということだったんでちょっとよくわからなくて、それは、
1:05:03	どういうふうに今これ接続されているんですかね、ちょっと木曾に。
1:05:08	重量増加が見込まれる理由をちょっとご説明いただいてもいいですかね。
1:05:12	九州電力のホシコです。こちらのサポート811の箇所等は
1:05:19	エレベーションにおける、建屋の
1:05:23	壁や床の方から指示支持する構造となっておりますので、
1:05:30	維持する構造となっております。
1:05:32	その際に建屋自体に2、そのサポートというものがついておりますので、その出店の重量というものは上がることにはなりません。以上です。
1:05:47	技術成長竹尾です。ちょっと今お話いただいたものが、ちょっと、
1:05:51	ちょっと理解ができてなくてですね。
1:05:56	もう一度ご説明いただいてもよろしいですか。ちょっとすみません、単純に理解ができなかっただけなのでちょっともう少し丁寧に説明いただくと、
1:06:06	明確になるかと思うのでお願いします。
1:06:22	ということで、九州電力のホシコです。今、この、
1:06:29	市木曾の出展番号37として考えているものの、内訳としまして構造物自重や基礎、機器配管、機器や配管の重量というものを、そもそも出店質量として考えておまして、
1:06:43	今回811のサポートというものがもともとのものよりもサイズが大きくなります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:49	このため上に、37 出展質量の 37 に、のに乗っかる重量そのもの、機器の重量としてもものが大きくなりますので、
1:07:03	殊、重量増の影響というものはこのサポートの増加による影響となります。以上です。
1:07:12	原子炉規制庁畠山です。他のサポートは、
1:07:17	増にならなかった理由。要は、
1:07:20	ほかにもいろいろサポートはあると思いますけども、
1:07:23	ここだけ、木曽の方に、
1:07:25	組み込まれるのがよくわからないんですけども、だからその差分というか、
1:07:30	このサポートについては、
1:07:34	んなので、その
1:07:36	木曽の方に行くんですけど。ちょっとそこがよくわかってなくて、
1:07:40	コガて、
1:08:46	九州電力のホシコです。支持構造物としては建屋の床面や、壁と立ち上がる壁等に
1:08:54	そのサポートというものが定着しております、それを踏まえて基礎資金人の重量、
1:09:03	というふうなことを考えております。そのため今回のサイズアップの、
1:09:09	8 市以外の部分にも、何ヶ所か、他にも、関西で全部お店はできてないんですけども、後、ご説明できてないんですけど他のサイズアップする箇所がありまして、それらの影響で、
1:09:22	流量というものが、規則におきまして、4kN増えております。
1:09:31	九州電力の山下です。ちょっと補足をさせていただきます。
1:09:36	竹井の 85 ページの、
1:09:39	建屋モデル。
1:09:42	を見て 37 番の基礎に、
1:09:45	何でサポートがついてんのやというふうにちょっと疑問に思われてると思うんですけども。
1:09:51	これですね実際は、箱書きの建物なんで、
1:09:55	箱型というかCvだと円筒形の建物なんですけれども、競って一番下のフロアの床面だけではなくてですね。
1:10:04	そっから立ち上がっている真壁といいますか、
1:10:08	そういったところもう基礎として今カウントしてるんですよ。
1:10:13	もちろんその上層階に上がるに従ってこの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:10:17	インナーコンクリートとかですねSGの壁とかっていうのが出てくるんですけど、
1:10:23	今回、除度、流量アップをしたサポートは、その基礎の分です。
1:10:30	はい。取れる
1:10:33	と思われまして、そこは木曽の方に重量をカウントしていると。それ以外も、建屋の壁にサポートがついているところについては、それぞれのフロアの高さに応じた、インナーコンクリートなり、
1:10:46	というところ、補助建屋の壁なりに重要負荷しているということになっていると思っております。
1:10:54	以上です。
1:10:57	原子炉規制庁の武山です。すいません。ありがとうございます。山下さんご説明いただいた内容で何となく理解はできました。この図面を見ていて、下の方にくっついてるように、ずっとイメージをしてましたけども、構造物ということで、
1:11:09	てことで、そのまま立ち上がって。い
1:11:11	いる部分があってその基礎の部分に、
1:11:15	直接サポートをつける場合においては今のよう、
1:11:19	サポート、藤木曾の方に、
1:11:22	重量増、
1:11:24	カウントするということをお話いただいたのかなと思います。理解やりましたか。
1:11:32	九州電力山下です。畠山さんの今おっしゃった通りだと私も理解しております。
1:11:38	原子炉規制庁、秋山です。内容は承知しました。申し訳ないんですけどもこの話も補足で充実がいただけないでしょうか。
1:11:50	電力の御出向です承知いたしました。今回の重量増加の要因というのが、どういうものがあるかというものを補足の方にも、期待したいと思います。以上です。
1:12:08	原子炉規制庁畠山です。1点だけすいません。四条の案件一つ戻りますけれども、先ほどPCCVの図、
1:12:16	質量が増加してないけども減少してないですねっていう。
1:12:19	事実確認させていただきましたが、PCCV以外の部分でも、この
1:12:24	重油の減少っていう、
1:12:26	物が確認されているものはありますでしょうか。
1:12:29	ちょっと今回

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:30	指標が増加してるかだけだったので、減少という項目はなかったんです。ちょっと確認をしたいんですけど、増加だけですか今回、
1:12:41	九州電力の梶川です。はい。今回の配管の取りかえ工事に際しましては重量の増加のみ、考え増加のみが考えられて減少する箇所というのはありません。以上です。
1:12:54	はい、原子炉規制庁畠山です承知しました。
1:12:58	私からは四条関係以上です。
1:13:05	原子力規制庁の仲野です。日本象の関係についてその他規制庁から、確認事項ありますでしょうか。
1:13:13	はい。4条については、確認は以上とさせていただきます。
1:13:18	引き続きまして14条の関係について確認させていただければと思います。
1:13:26	まず、ナカノの方から確認させていただければと思いますけれども、資料3の、
1:13:33	3ページ目に当たるところですかね、をお願いします。
1:13:42	ここの部分なんですけれども、今回の申請の中でですね、
1:13:46	衛藤一発のところでは、
1:13:50	新規制基準の建設に関する説明書の2ポツから変更はないというふうに記載
1:13:55	しているところではありますけれども、今回の申請において耐震性に関する説明書だったりとか強度に関する説明書の環境条件等の中ですね、
1:14:05	荷重については清2012の値を用いて今回再評価しているものと認識しています。で、そうなるそうですね、
1:14:15	既認可工事計画の新規制基準の条件、
1:14:21	によるものではないというふうに考えておりまして、
1:14:26	新規制工認時の健全性に関する説明書から変更はないというふうに2ポツで書いていますけれども、その説明だけで今回参照している工認の、
1:14:36	内容をすべて説明できているのかというところちょっと疑問がありまして、この点についてまず説明いただけますでしょうか。
1:14:45	九州電力のミネマツです。2ポツ基本方針のところ記載いたしましたのは、最後の評価結果まで変わらないということではなくて、再再稼働。
1:14:57	すいません新規性。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:58	工事の工認の認可時から、この設計方針基本方針としては何も変わりません。
1:15:05	いう旨を記載させていただいております。詳細の評価に関しましては、先ほど仲野さんがおっしゃった通り、今回耐震のところ等に関しましては適切に添付 8 の方で評価をし直しておりますそちらの方でご確認いただけるものと、
1:15:20	思っております、対稼働のときも、方針としてはすべて、何、再稼働の時から変更がないもの、ないためこういう記載をさせていただいております。
1:15:38	原子力規制庁の仲野です。基本の方針としては変更がないので、今、新規基準の
1:15:45	2 ポツのところから変更がないということだけ記載しているというところで回答いただきましたけれども、
1:15:52	これについても
1:15:55	基本方針のところは何を書くかっていうところに尽きるかなとは思いますが、今回あくまで新規性基準の公認の内容と、あとは荷重については、
1:16:06	強度
1:16:08	強度とか耐震の荷重については助成の値を用いて今回のテンパチで今ご説明いただいた通り被災評価をしていただいているということもありますので、
1:16:18	まずは、それぞれの条件について江藤か。
1:16:23	環境条件についてですね、荷重については、この申請のこの説明資料を、温度については新規制の内容をというように、
1:16:33	個別に何がどれにひもづいて説明しているのかっていうものをご説明するような形にさせていただきたいというふうに今考えているところです。
1:16:49	九州電力のミネマツです。衛藤。
1:16:52	確認なんですけど今、仲野さんのご趣旨としましては再稼働のときから方針としては何も変わらない。
1:17:00	けれども、その今回再評価をしている、例えば荷重ですとかそういうところに関しては今回の中で、もう 1 回その中で評価そういう方針を記載してまっすってところを、
1:17:12	今回新たにその再稼働から変わったところだけというご認識でしょうか。
1:17:19	規制庁の仲野です。再稼働から今回の申請で変わったところと、あとは
1:17:28	再稼働以降の工認で再稼働から変わっているところ。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:32	あと、溢水のバックフィットとかも確か該当かなと思うんですけどもそういったところも、明示いただければと思っています。
1:17:41	九州電力のミネマツですご認識の通り
1:17:45	幅、評価として変わったのが耐震の荷重のところと、
1:17:49	工認としてそこが変わったのが一斉のバックフィットのみというふうな認識を持っております。
1:18:00	原子炉規制庁畠山です。ちょっと、
1:18:04	今後その見直される方針を確認したいんですけども、
1:18:11	今日、
1:18:12	衛藤大真と、
1:18:14	今お話いただいたのは、
1:18:16	溢水の部分が、
1:18:19	私はその補正される予定だということで、
1:18:22	今伺いましたけれども、それ以外はないと理解ですか。
1:18:29	九州電力のミネマツです。今回評価書の中では、自然現象や火災もつけているんですけども、そちらの方はすべて呼び込みがえと最新規性基準の購入を呼び込み、行っておりましてそこから変更ないものと、
1:18:45	いうふうな記載をさせていただいております。
1:18:47	ですのでそれ以外の記載であったりそれを読み込んでいないものということになりますと、耐震耐震等溢水、人がイトウになるのではないかと考えております。
1:19:01	原子炉規制庁畠山です。ちょっと確認ですけども例えば圧力荷重とかの機械的な果樹。
1:19:08	ていうのは、どちらで読むんでしたっけかね。
1:19:14	九州電力のミネマツですすいませんちょっと趣旨が理解できなかったんですが圧力荷重とはどちらで読むというのは、具体的にどうということのご質問でしょうか。
1:19:24	はい。荷重においてもその耐震だけではないと認識をしております例え機械的な荷重に関しては、強度に関する説明書のほうで説明がなされてると思うんですけども、
1:19:34	強度に関する説明書は引用されないという理解でよろしいですか。
1:19:43	九州電力のミネマツです。ご認識の通り、兵庫荷重は共同評価変わる認識を持っております、そこに関しては表強度の評価書を今回つけさせていただきます。ただし

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:57	最新規性基準の時からですね強度に関しては健全性から飛ばして、資料をそちらの方に呼び込み行っておりませんので、今回は先ほど言った二つのものが該当するという認識を持っております。
1:20:16	ニシノ規制庁ハタケヤマ少々お待ちください。
1:22:16	原子力規制庁の仲野です。先ほど畠山の方から進めさせていただいた点につきましては一旦、8日させていただきます。で、ちょっと内部で確認しますけれども
1:22:29	引き続きちょっと別の項目で質問続けさせていただければと思います。
1:22:35	先ほどちょっとお話をさせていただいていた耐震性だったりとか、等、ちょっと強度は、今、確認
1:22:45	のところで
1:22:48	今、
1:22:50	資料の3の3ページのところで、
1:23:00	1ポツの概要のところでおお降のところで経常の対象設備と、あとは10条の2項の対象設備というふうにそれぞれ並べて書いていただいておりますけれども、
1:23:11	これ記載する、記載いただいている意図というのは、今、対象条文としては、9条は申請範囲全部で14条の2項については、
1:23:21	安全施設のみ該当なのでこの部分を書いているという認識ですかね今。
1:23:28	イシイ電力のミネマツです。はい。仲野さんがおっしゃった通り、各条文に対する申請対象範囲を明記させていただいております。
1:23:43	規制庁ナカノ少々お待ちください。
1:24:00	瀬田野中です。
1:24:03	今ご説明いただいたところも踏まえてなんですけれども、先ほどですねハタケヤマの方から話があった耐震の方も踏まえてなんですけれども、
1:24:13	耐震の説明書を引用する形でご説明いただく形になってくると思うんですけれども、これを踏まえると、耐震で今回の安全施設の方だけを見ているわけではないと思っていて、
1:24:26	安全設備も含めて、炉心形状のところから変わっている内容を記載いただいて、それを引用して、今回の14条の適合性について説明をするという流れになると思うんですね。
1:24:39	そうすると、今回の14条の2項のところまで前回までのヒアリングで安全施設が、新基準のところまで、要求が拡大したので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:24:50	というラインでいろいろやりとりさせていただいたところではあるんですけども、
1:24:56	安全設備についても先ほどの耐震性のご説明を踏まえると、入ってくるんじゃないかなというふうに考えているところです。まずこの点について
1:25:06	考え、
1:25:07	させていただいてもよろしいでしょうか。
1:25:13	九州電力のミネマツです。衛藤細かいその評価に関しましては耐震の中で変わってくるものと、耐震の評価で実際に評価を行っていく必要があると思っておりますので、
1:25:26	添付資料 8 等ではすべてのそういう範囲に関しまして評価を行っております。
1:25:32	ただし、健全性はそういうものに耐え得る設計とすると。
1:25:37	いうことで、そういう設計方針を記載させていただいているものと思っております。そちらに関しては、当初の既工認申請させていただいたものから、
1:25:47	環境条件等に関して荷重まで含めて考慮した設計をしております。ですので、こちらの 14 条 2 項、専任の対象としてはその広がった範囲のところがあくまでも、
1:25:58	対象でそれ以外に関しましては既工認の時にすでに認可いただいてその講師が認められているものと、
1:26:04	考えております。
1:26:06	実際の評価は今回の添付資料 8 の耐震の評価の方でご確認いただく。
1:26:11	いうものと考えておりますので、
1:26:14	今回の
1:26:16	健全性の評価の方はこのような、
1:26:19	対象範囲になるというふうに考えております。
1:26:24	原子力成長竹山です。耐震性でまず確認しますけども平成 24 年の時に、認可されておりますその設備、認可した設備に関しては
1:26:34	既認可の通りでよいということですが、既認可の
1:26:38	際に確認してる範囲っていうのは、その当時の耐震性に関する説明、
1:26:45	8 日中耐震荷重に対してどのような健全性を担保するのかという形での認可行為だったと認識しております。で、今回に関しては、
1:26:55	当間拡大範囲の対象設備については、新規性の通りだけれども耐震に関しては、意図としては今回の申請、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:07	所の耐震説明書に読みかえるというふうに、
1:27:09	に、再定義をされるということで、今、認識をしていますけれども、
1:27:16	それは、既認可の方はなぜ変わらなかったんですかねそこがちょっと今イマイ掴めなかったんですけども、
1:27:23	危機2課の方は、
1:27:25	どのように扱われるんですか。
1:27:30	すいません九州電力のミネマツです。すいません途中リフレインしてしまっていて聞き取れないところがあるので大変申し訳ないんですがもう一度ご質問いただいてもよろしいでしょうか。
1:27:40	はい、原子炉規制庁畠山です。承知しました。こちらとしては、すみません、途中で申し訳ないんですがもう一度よろしいですか。
1:27:52	もし、原子力規制庁タカマツちょっとそもそものところで、音声がちよっとこちらも、
1:28:00	上司が悪くなってきた、いる状況のようで、こちらの声はまず聞こえていますか。
1:28:10	九州電力のミネマツです。今、佐竹宇山さんの音声聞こえております先ほどまでちよっとリフレインしてたり、ちょっと通話が閉じ途切れるような形で機器トレイしておりませんでした今、
1:28:21	聞こえておりますので、もう一度、ご質問いただければと思います。よろしく願いいたします。はい、原子力規制庁ハタケヤマです。こちらとして確認したい趣旨というのが、
1:28:34	ウインカーで確認をしている、当時の規制当局が確認している、
1:28:42	対象設備ですね。
1:28:44	確認済みの対象設備については、当時その荷重っていうものは、
1:28:50	当時の耐震性に関する説明によって、
1:28:55	確認をして認可されているものだと認識をしています。で、その当時の、
1:29:01	基準に基づいて確認をしているっていうところもおっしゃる通りだとは思ってますんで、じゃあ、今回、また医師健全性の説明において、その当時はその当時の
1:29:13	耐震説明書によるとということにしていたけども、今回
1:29:18	耐震性であったり、
1:29:24	また溢水とかもあるんですかね、とりあえず耐震でお話しますけども、耐震性というものが出てきている状況で、
1:29:37	拡大範囲になっている方の対象設備については、新規制基準ではなく今回の耐震性の説明書によるとしている一方、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:47	もう片方のもうすでに認可されている側の対象設備については、
1:29:52	その
1:29:53	従前の工認の通りが良いとするその線引きが少し理解ができなかった んですけどもその
1:30:00	線引きのところをちょっとご説明いただけますか。
1:30:06	九州電力のミネマツハタケヤマさんがおっしゃられている趣旨としまして は
1:30:13	今回その際、新規制の時に、地震動が変わったのでそこに対する評価 の呼び込みはどう考えているのかということの、
1:30:22	ご質問でよろしかったでしょうか。
1:30:24	はいその通りです。
1:30:31	九州電力のミネマツ少々お待ちください。
1:31:19	九州電力のミネマツです。先ほどのちょっと御説明のところと、ちょっと うちが今、当方から出してる資料のところとちょっとそこがあるのかなとい うふうに考えておりました、先ほどの、今まで、
1:31:35	当社が説明してきた通り、この基本方針から変更がないのでという、今 の記載ぶりですと、
1:31:42	問題ないのかなというふうに考えているんですが先ほど言ったような呼 び込み、
1:31:46	耐震の評価書と呼び込みに行くと、その当時との区分けができなくな るのでそういった期待をする。
1:31:53	必要があるというふうな再生になればその対象範囲に関しては、今記 載のCV外の範囲だけではなくてそういう内側の範囲についても、
1:32:04	記載する必要が出てくるものと考えてます。
1:32:11	原子炉規制庁竹村ちょっとすみません、ご説明いただいたところの結論 がちょっとよくわからなくて、
1:32:19	今どのようにお考えということでお話いただいたものでしょうか。
1:32:27	九州電力のミネマツです。先ほど一番最初に、
1:32:32	あった通りこの耐震性を呼び込むと、そういうふうな方針になりました ら、対象、
1:32:40	範囲としましては
1:32:42	CV内の範囲のところも 14 条の 2 項の対象に入ってくると考えておりま す。
1:32:51	原子炉規制庁島山です。今のご説明は理解できました。具体的なところ で言うところの、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:33:00	添付資料の3でございます。今回の説明資料の3の、
1:33:06	第申請の赤字の部分のなお書きの部分が削除されるようなイメージですかね。
1:33:13	九州電力のミネマツです。おっしゃられる通りその呼び込みを書くと、そのなお書き以降が全部共通範囲になりますので、不要になってくるものと考えております。
1:33:24	はい、原子炉規制庁畠山です。承知いたしました。あと、すみません一つ前の質問のところに書く、戻らせてください。耐震性じゃなくて強度の話なんですけれども、
1:33:37	ちょっともしお手元があれば、見ていただきたいものがありまして、玄海3号のVaRの、
1:33:45	工認の説明書、
1:33:47	お手元にありますでしょうか。
1:33:51	九州電力のミネマツ所長お待ちいただけますでしょうか。
1:35:50	九州電力のミネマツです。お待たせいたしました。
1:35:53	手元にちょっと、全部ではないかもしれないんですけど、その時の工認の資料を準備いたしました。
1:36:03	はい。
1:36:06	そちらVaRのときの、
1:36:09	説明書の健全性の説明書のうち、
1:36:13	4(3)-6、開いてもらっていいですか。
1:36:25	九州電力のミネマツです。
1:36:28	開きました。よろしく申し上げます。
1:36:33	はい。
1:36:33	今開いていただいたところの下から12356行目ですかね、このところで、
1:36:43	これは設備は違うものの、
1:36:48	健全性を確認するという意味では、
1:36:51	類するようなものだと思っておりますその上で申し上げますけども、また、通常運転時、運転時の異常な過渡変化云々の、
1:36:59	圧力荷重、温度荷重及び機械的荷重を踏まえた十分な構造及び強度を有する設計については、強度に関する説明書に基づいて説明を実施するということのご説明がありますけれども、
1:37:13	ここでは強度の説明を引用するような形での荷重の設定されてますけども、今回のものは、強度の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:22	説明書では荷重として強度を読み込まなくてよいという理解でしょうか。
1:37:29	ちょっとこの頭、
1:37:30	次、どのように整理されているのか、この機械的荷重というのはどのように整理されてるのかってということでご説明ください。
1:37:43	少々お待ちください。
1:38:06	九州電力のミネマツです。
1:38:09	すいませんお待たせいたしました。衛藤。
1:38:12	すいません当初の、先ほどご回答した棟は再稼働のところを引用しておりますので、そういったことで強度のところの呼び込みが当時なかったものと認識しております、そういった、
1:38:24	発言をさせていただいたんですけれども、
1:38:26	そういう強度の評価というところも基本設計、今回提出させていただいておりますので、
1:38:32	そこのところもあわせて追記させていただく方針で考えております。
1:38:39	はい。強度を追加するということでよろしいですか。今のご説明は、
1:38:45	はい。九州電力のミネマツです耐震と同じように荷重のところの考慮として、共同のところを、
1:38:53	先ほどの添付資料に基づき実施するというふうな記載を考えております。
1:39:00	はい、原子力規制庁ハタケヤマで承知しました。
1:39:32	原子力規制庁の中です。先ほどまで確認させていただき、いただいた事項を踏まえてなんですけれども、資料3の関係で最終的にどういった形に、
1:39:42	越冬することを考えているのかっていうのをちょっと通しで確認させていただいてもよろしいでしょうか。
1:39:53	九州電力のミネマツです。
1:39:55	はいよろしくお願いいたします。
1:40:00	原子炉規制庁秋山です。ちょっと、ちょっとすいません。今音声まず聞こえてますが、ちょっと今一瞬乱れたポソだったんですけども、
1:40:09	あ、すみません、九州電力のミネマツです。先ほどの中野さんの、
1:40:14	ご発言は衛藤健全性に関するところどういった記載方針で、
1:40:21	最終的に考えているかを説明して欲しいというような指針。
1:40:26	でよろしかったでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:28	そのように、私認識します。仲野さん、よろしいですか。はい。で、ちょっとそちらからどのように直す予定ということを発言いただければと思います。
1:40:42	九州電力のミネマツです。
1:40:46	このところに関しましては、まず対象としましては、併任対象設備であります、主要弁。
1:40:54	踏襲配管の
1:40:56	008 から非再生冷却金また 005 から貫通部までの対象の範囲が 9 条と十四条。
1:41:04	2 項ですね、及び、その解釈に適合するものを説明させていただくと。
1:41:10	いうふうに考えてます。
1:41:12	健全性に関しては、評価としましては、環境条件等に関する設計は、
1:41:20	後で申します事項を除きまして、
1:41:23	平成 29 年の新規制基準工認の健全性に関する説明書の基本設計方針から変更がない旨をご説明させていただきますとともに 9 条の方は、
1:41:35	人の不法な侵入の防止ということでこちらの方は、
1:41:39	今記載しております通り添付資料 6 の別添 3 から変更はない旨回答して、記載したいと考えてます。そこから外れるものとして先ほどありました通り、荷重のところ、
1:41:53	衛藤。
1:41:54	耐震。
1:41:56	地震に関するものは、今回提出しております添付資料は、
1:42:01	あっちの耐震性、
1:42:02	に関する説明書に、
1:42:05	基づき実施すると、また強度の方は共同の説明書に基づき実施すると。
1:42:11	もう 1 個荷重以外といたしまして、周辺機器等からの悪影響ということで、
1:42:17	波及的影響を含めました溢水の影響評価については、今回の添付資料 5 の通り影響がありませんという旨を記載させていただきまして、以上から健全性に関する設計に影響を与えないことを確認したと。
1:42:31	というような結びにしたいと考えております。以上です。
1:42:38	原子力規制庁の仲です。修正の方針理解いたしました。
1:42:42	社長側から何かありますでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:47	はい。そうでしたら資料3の関係は以上なんですけれども、私の方から補足に、情報、
1:42:57	拡充させていただきたい点ということで、先ほどまで確認させていただきました環境条件の関係なんですけれども、
1:43:07	今回の対象設備に関して、温度だったり圧力だったりとか環境条件に対してはその健全性を確認するっていうことはあると思って、
1:43:18	その方針については先ほどご説明いただいた通り新基準だったりとか、今回
1:43:24	が引用しているものかと思っています。
1:43:27	ですね、
1:43:31	この確認の方法なんですけれども、新基準の健全性の説明書の中に、
1:43:38	環境条件、
1:43:40	あとはその機器の仕様等の条件の比較のほか、環境条件を再現した、実証試験等によるものとするっていうふうに確認の方法が定められていると思うんですけれども、
1:43:51	その中で今回の申請設備が、どういった手法で確認しているのかっていうところをご説明いただけますでしょうか。
1:44:01	履修電力のミネマツです。今回の使用条件、
1:44:06	耐環境条件等の使用条件ですが、もうこの材料等、
1:44:11	配管に使用されている材料弁等に使用されている材料等に関しましてはすでにもう、衛藤田子。
1:44:18	プラン
1:44:19	当社の他プラントとの方で導入実績があるものになっておりますので、
1:44:25	使用はできるものというふうに考えております。
1:44:32	原子力規制庁の中根です。他プラント等で使用実績があることから、
1:44:40	健全性の確認を行っているっていうことで、例えば使用の条件の比較だったりとか実証試験ではなくてっていうことですかね。
1:44:51	機種電力のミネマツです事象事件。
1:44:54	再稼働のときに、実証試験等を記載させていただいたのは、そういう原子力用の
1:45:02	材料等ではなく一般汎用品等も用いておりましたので、実際に実証試験等をする必要があったので、当時そういう記載をしていたものと認識しております、
1:45:14	今回そういった実証試験をするものはないと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:20	規制庁の仲野です。承知いたしますと、ちょっと1点だけ気になっているのが、その新基準の時に環境条件と機器の仕様等の条件の比較のほかについて
1:45:31	一番最初に、機器仕様の比較のほかについてというようなところが出されているかなと思うんですけども、こちらよりも現在のその使用の実績を、
1:45:42	健全性の確認の方法として明確にしたいということでも今考えてるってことですかね。
1:45:53	九州電力のミネマツです。
1:45:55	すいませんちょっと私の説明が不足していたかと思うんですけども、使用で確認できるものについてはせ、確認をしておりますし、そういった実証試験を今回必要
1:46:07	実証試験が必要になるようなものはありませんという旨で説明したかった。
1:46:15	原子力規制庁の仲野です。仕様の比較等でやっているものもあれば、
1:46:21	実績で確認していること、ものもあるってというようなことでも今理解してるんですけどもあってますでしょうか。
1:46:30	九州電力のミネマツですすいません。説明が悪く申し訳ありません、資料を見て確認いたします今回の範囲については、
1:46:40	飲酒規制庁ハタケヤマです。衛藤。
1:46:43	明確に確認をしておきたいんですけども、他プラントでの実績というものは、この健全性の、
1:46:49	確認の中では一つもないと理解してよろしいですか。
1:46:55	九州電力のミネマツです。それを理由に、環境浄化使用できるというふうに、セ選定根拠をそういうふうにするものはございません。
1:47:05	原子炉規制庁立山です。この後の資料の充実か補足の方での充実化をお願いすることになると思いますけどもその前段階としてちょっと申し上げたいんですけども、
1:47:16	今健全性の説明書を確認をしている中で、基本的に新基準から変更はないとご説明いただいているものも認識しています。そういった意味では、新基準の時にですね、
1:47:29	例えば、圧力に関する
1:47:33	健全性というのを確認するにあたっての確認方法っていうのは、衛藤、北野衛藤間比較のほか実証実験等によるものってありまして、それ以外のことをちょっとご説明されるということだと、やはり新基準のときの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:47	確認の方法と違うことをやると言ってるように聞こえるので、そういった意味で申し上げますと、
1:47:53	新基準で言っている方針と同じであれば同じように説明いただきたいです。
1:47:58	よろしいでしょうか。
1:48:01	すいません九州電力のミネマツです。新規性基準の方針確認の方針から変更方法から変更になるものはございません。
1:48:14	原子力規制庁の仲野です。趣旨理解いたしました。それで、なんですけれども、新規制基準の耐震性の件、健全性の説明書の中で、
1:48:26	基本方針として例えばですけど例示として、格納容器外の安全施設については確か環境温度が 40 度で湿度が 100%とかそういった、
1:48:38	設定の仕方があったりすると思います。で、今回もそれに当たるものが一部あると思いますけれども、そういったものをですね、
1:48:50	新規制基準の
1:48:54	まとめ資料とかにあるんですけども、適合性の整理表だ、ここは 54 条ですけども適合性の整理表のような形で、14 条に対して
1:49:06	圧力に対しては想定している環境の設定はこれで、それについては確認している手法は、こういう手法で確認していますっていうようなものを、ちょっと表の形にして説明、補足説明資料のところに充実していただきたいと思っているんですけども、よろしいでしょうか。
1:49:32	九州電力のミネマツです主趣旨、理解いたしました補足し、補足説明の方で充実させていただければと考えております。
1:49:42	原子力規制庁の中根です。はい。補足のほうに充実いただければと思います。その際にですねちょっとくどいかもしれないんですけども、その環境条件の設定する値が、
1:49:53	何に基づいているのか、例えば新規性基準のその工認の説明書のどこに、この設定、
1:50:01	いうふうに考えてるっていうようなところも、明確にさせていただければと思います。
1:50:09	原子炉規制庁と申します。私からも、これはくどいかもしれませんが、新基準のときに書かれている手順の通りということであれば、そこに、
1:50:18	準拠するように記載をお願いします。
1:50:22	新基準に書かれてないことが出てくるのであればそこは改めて確認の必要性があると思います。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:30	九州電力のミネマツです。趣旨、理解いたしましたので、1点確認をさせていただきたいんですけども、その整理表みたいな補足でご説明させていただくことになるんですが、
1:50:44	そのとき先ほど言いました設計の温度等期待、圧力とあるんですがそれぞれが、
1:50:51	新規性のどこから取ってきていますというようなものを、補足とか備考欄みたいなところで追及は必要です。
1:51:00	追記してご説明した方がよろしいということですかね。
1:51:04	原子力規制庁の仲野です。はい。そちらの理解で間違いございません。
1:51:10	九州電力のミネマツです。理解いたしました。
1:51:22	はい、原子力規制庁の中根です。よろしくお願いたします。そうしましたら規制庁側の方からの事実確認は以上になりますけれども、この時点で何か九州電力側から確認する事項等々ありますでしょうか。
1:51:43	九州電力の松本です。
1:51:45	こちらからは追加で確認する事項等はございません。
1:51:50	原子力規制庁の中です。はい、承知いたしました。そうしましたら今後のスケジュールの話になると思うんですけども、今、確認させていただいた事故を踏まえた修正の方針だったりとかっていうものを、
1:52:06	どのタイミングで、
1:52:09	ご提示いただけるかっていうところを確認させていただきたいんですけども今時点で何かこう、三つぐらいっていう目安はお示しすることはできますか。
1:52:20	岸野松本です。少々お待ちください。
1:52:54	先週電力の松本です。
1:52:56	本日コメントでいただきました内容についての資料2と資料3の修正については、今週の今週、21日を目途にご提示させていただけたらと思います。ただ、
1:53:09	先ほどいただいたコメントNo一つの
1:53:14	仏教条件等の表の作成については、ちょっと新規で作成するものになりますので、21までにはちょっと間に合わなさそうなので、それだけはちょっと別途またご提出させていただけたらと思います。
1:53:39	規制庁中根少々お待ちください。
1:55:29	原子力規制庁の中です。承知いたしました。そうしましたらまずは資料2の提出通を、対応いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:41	はい。私の方からは以上ですけども規制庁側から何か。
1:55:46	はい。規制庁側からは以上何もありませんので最後ですけども九州電力の方から何かありますでしょうか。
1:55:55	一生懸命のまつもとですけども、先ほどの資料2の方で、21日水というふうにおっしゃっておいりましたけども、資料3につきましても、いただいたコメントを、
1:56:06	踏まえた内容で修正してお出しをしたいと、いうふうに考えております。
1:56:11	原子炉規制庁竹山です。まずは資料2を対応いただければと思っています。で、資料2を、
1:56:21	確認できれば、おのずと、
1:56:25	どのような今後の対応なのかということがわかると思いますので、そういった意味では資料にお答えをいただいて、必ずしも資料3を、
1:56:34	次の、
1:56:35	受け取る面談或いはヒアリングという形でちょっと、
1:56:39	ご提示いただく必要は必ずしもないかなと思っています。そういった意味ではちょっとまずは資料2のご対応を優先していただきたい。
1:56:46	というのが趣旨です。
1:56:49	九州電力の松本です。ご趣旨理解いたしました。主任の方はご対応させていただきますと思います。
1:56:59	はい。原子力規制庁の仲です。以上九州電力から何か追加で確認する事項がなければ、ヒアリング終了させていただきたいと思っておりますけれども何かありますでしょうか。
1:57:11	九州電力まつもとで筒井確認事項等はございません。
1:57:15	はい、原子力規制庁の中根です。そうしましたら本日のヒアリングは以上とさせていただきますと思います。ありがとうございました。
1:57:23	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。